

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第2項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、副食費、介護保険料、児童クラブ利用料、小中学校給食費、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の徴収又は収納の事務を別紙のとおり、指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項及び第231条の2の3、飯塚市会計規則（平成18年規則第56号）第40条の3第3項の規定により告示する。

令和7年4月1日

飯塚市長 武 井 政 一